

令和4年度下田市職員出前講座メニュー

申込・問合せ先 企画課政策推進係 ☎ 0221-2

料金	申込方法	開催場所	開催日時	対象	備考
(施設借上料や有償資料代などは受講者負担)	希望する日の2週間前までに申込書を提出してください。	市内の公の施設、地区集会などの会場を受講者の方で用意してください。	月4日までを除いた日の9時から21時までの間で、1講座2時間まで。	小学生以上で市内在住、在勤又は通学されている5名以上の中学生での申込み可	市民の皆さまが知りたい、学びたい内容を市役所の職員がお問い合わせをする出前講座です。
講師の派遣や資料は無料	講師の派遣や資料は無料	（施設借上料や有償資料代などは受講者負担）	講師の派遣や資料は無料	（施設借上料や有償資料代などは受講者負担）	（施設借上料や有償資料代などは受講者負担）
実施できない場合	実施できない場合	実施できない場合	実施できない場合	実施できない場合	実施できない場合
※意見やご要望をお聞きする場合は、ありますので、ご承ください。	※意見やご要望をお聞きする場合は、ありますので、ご承ください。	※意見やご要望をお聞きする場合は、ありますので、ご承ください。	※意見やご要望をお聞きする場合は、ありますので、ご承ください。	※意見やご要望をお聞きする場合は、ありますので、ご承ください。	※意見やご要望をお聞きする場合は、ありますので、ご承ください。

NO	講 座 名	講 座 の 内 容	担 当 課
1	マイナンバー制度について	マイナンバー制度・マイナポイントについての説明	総務課
2	市の家計簿	市の財政状況について	
3	下田市の行財政改革	今後予定している行革の内容、進捗状況について	財務課
4	将来的な公共施設の展望	下田市公共施設等総合管理計画について	
5	暮らしの中の税	各種市税の課税の仕組みや納税等について	税務課
6	家庭でできる防災対策	地震、津波等の災害に対する予備知識、防災対策について	防災安全課
7	下田おもてなしプログラム	観光案内の要点、おもてなしの基本、地元の魅力再認識	
8	観光づくりについて	市の観光の現状とその振興施策	観光交流課
9	ロケーションサービスで下田をPR！	下田市ロケーションサービスについて (取組内容、受入実績、活用方法)	
10	鳥獣対策について	鳥獣による農作物被害を防ぐ方策について	産業振興課
11	景観を活かしたまちづくり	下田まち遺産、下田市景観計画について	
12	木造住宅耐震化のススメ	TOUKAI-Oの取組、耐震改修促進計画について	建設課
13	伊豆縦貫自動車道について	伊豆縦貫自動車道事業の進捗状況について	
14	公共交通について考えよう	下田市の公共交通について	
15	高齢者の在宅福祉事業について	市の高齢者の状況や在宅福祉事業制度について ※他の福祉制度も相談により対応可	福祉事務所
16	ゲートキーパー研修	自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ見守る役割について	
17	国民健康保険の豆知識	国民健康保険制度の概要	市民保健課
18	後期高齢者医療の豆知識	後期高齢者医療制度についての説明	
19	ご存知ですか？介護保険制度	介護保険制度の解説、介護保険の利用状況について	
20	65歳からの介護予防のための健康・体力づくり	65歳からの介護予防のための総合的な健康・体力づくりのための講義・運動実技	
21	認知症サポーター養成講座	認知症の理解者であるサポーターの養成	
22	65歳ノート活用講座	健康寿命と65歳ノートの活用について	環境対策課
23	いきいき健康講座	食生活の改善、健康管理、生活習慣病予防等について	
24	ゴミを減らしましょう！	ゴミの減量方法や収集・処理について	
25	下田市の水道	水道のしくみ（水道水ができるまで、水道施設、水道料金）	上下水道課
26	下水道の歴史と役割	下水道事業の歴史と役割について	
27	こんなにあります市内の指定文化財	市内の指定文化財について	生涯学習課
28	選挙の仕組み	公職選挙法に基づく各種選挙制度の概要	選挙管理委員会
29	リクエスト講座	メニュー以外の講座についても相談に応じますのでご連絡ください。	

路外駐車場届出制度について

問合せ先 建設課都市住宅係 ☎ 0221-9

ご存知ですか？駐車場設置のルール

道路上以外に設置する自動車駐車場において、駐車場利用者に駐車場を安全に利用していただくため、駐車場法等に基づく技術的基準（※1）への適合や、市への届出が必要となります。

【以下に該当する場合は、設置の届け出が必要です】

- ①都市計画区域内にあるもの
- ②一般公共の用に供する（※2）路外駐車場（※3）
- ③自動車の駐車の用に供する部分（※4）の面積が合計500m²以上
- ④駐車料金を徴収するもの。



海水浴場のように季節的に営業するもの、または祭りなどのために臨時に特設される駐車場についても届出の対象となります。

- ※1 技術的基準：駐車場法施行令、路外駐車場移動等円滑化基準等に定められた、駐車場の構造及び設備等の基準のこと。
- ※2 一般公共の用に供する：不特定の者が利用できること。一般的な時間貸しの駐車場だけではなく、商業施設や医療機関等の無料駐車場を含みます。
- ※3 路外駐車場：道路の路面外に設置された駐車場のこと。
- ※4 駐車の用に供する部分：自動車を駐車するスペース、いわゆる「駐車マス」のこと。（車路等は含みません。）

路外駐車場設置における基準・届出の判断フロー

Q 一般公共の用に供する路外駐車場で、駐車の用に供する部分（駐車マス）の面積が500m²以上ありますか？

↓ はい

Q 駐車料金を徴収しますか？

↓ はい

Q 駐車場は、建築物・建築物の附属施設、道路附属物、公園施設ですか？

↓ はい

- 技術的基準への適合が必要です。
- 駐車場法に基づく「路外駐車場」の届出が必要です。

↓ いいえ

いいえ

- 技術的基準への適合が必要です。
- 届出は不要です。

●届出は不要です。

路外駐車場の設置、変更、休止、再開、廃止については、届出が必要です。
計画段階又は、変更、休止、廃止前にご相談をお願いします。